

## 資料

テュービンゲン大学教授  
早稲田大学 教授  
カール・ペーテルス  
内田 一郎 訳

## 「行刑の改革」

まえがき

この訳出したのは、Karl Peters, Die Strafvollzugsreform  
von Haberte—Weissgerber—Peters—Pfeffer  
——Naumann, zum Thema: Reformen in Strafrecht und  
Strafvollzug, 1971 の Teil II Die Strafvollzugsreform S.  
85 ff. に登載されたものである。翻訳にあたっては、さきに退  
職されたペーテルス教授の御快諾をいただいた。同教授の御好  
意に対して心から感謝する。

× × × ×

行刑の改革

## 行刑の改革

### 行刑の発展

I 一五九五年にアムステルダムで男子のために懲治場がそ  
して一五九七年に女子のために機織場が設立された。これらの  
設立によって身体刑と監置刑とが克服された。これらの設立の  
基礎となったのは敬神と勤勞への教育の思想である。単なる応  
報、威嚇、無害化および監置の代わりに今や改善の思想が中心  
点を占めている。このようなカルヴィン主義者によって担われ  
た一箇の自由剝奪の意味の充実は当時の全文化世界を動かし  
た。この模範に応じて他の諸国でも同種の諸施設が同じ基本思  
想に従って創設された。しかしそれにもかかわらずきわめて急

速に再びこの新しい理念についての感激は消え失せた。一八世紀には僅かに一箇の近代的精神に関する二・三の証言がますます衰微する執行制度から秀でているにすぎない。すなわちフローレンスでのフィリップ・フランチの少年教化施設（一六六七年）、クレメンズ十一世のサンミケル少年監獄（一七〇三年）、クレメンズ十二世の女子監獄（一七三五年）およびガンでのヴィコムト・ヴィラン十四世市長の監獄のごときがこれである。模範的なものとしてとどまったのは、オランダの諸施設である。諸監獄の衰微に対して寄与したのは商業的制度（賃貸し）と適任の職員不在とであった。ガン監獄は後にその競争に狼狽した仲間のためにその重要性を失った。

その衰微は人道主義の思潮とキリスト教徒の運動を呼び起した。この新しい運動を担った人物はイギリス人のジョン・ハワードで、彼の著書である「イングランドおよびウェールズにおける監獄事情」（一七七七年）の冒頭には次の座右銘が掲げられている、すなわち「彼等をして勤勉ならしめよ、そうすれば彼等は正直になるであろう。」がこれである。ハワードにあっても労働教育は一箇の決定的な役割を演じている。教育の諸觀念に一八世紀の終り頃に影響を及ぼしたのはベスタロッチ（一七四六—一八二七年）であり、彼も監獄の諸問題と取り組んだ。フリードリッヒ・フォン・シラーは「失われた名誉を動機

とする犯罪」という小説の中で要塞禁固の有様と対決している。ドイツの改革運動は決定的に次の人々によって影響を受けた。すなわち福音主義の刑務所牧師 H. B. Wagnitz (Historische Nachrichten und Bemerkungen über die merkwürdigsten Zuchthäuser in Deutschland 1791)、プロシヤの司法大臣 A. H. von Arnim (Bruchstücke über Verbrechen und Strafen 1803)、ドイツ医師 N. H. Julius (Vorlesungen über die Gefängniskunde oder über die Verbesserung und sittliche Besserung der Gefangenen, entlassener Sträflinge usw. 1828) がこれである。ユリウスの重要性はわけても次の点にある。すなわち彼がことに後のプロシヤの国王フリードリッヒ・ヴィルヘルム四世およびスウェーデンの皇子オスカーに影響を及ぼしたように、決定的な範囲の人々に影響を与えたという点がこれである。プロシヤでの監獄の改良ではヴィヘルムが国王に助力した。バイエルンの改良運動からは一人の実務家が特筆をれよう、すなわち M. Obermaier: »Anleitung zur vollkommenen Besserung der Verbrechern in den Strafanstalten« (1835) がこれである。

一九世紀における監獄制度の改新はアメリカ合衆国およびイギリスでの改新の諸努力を顧慮せずしてはこれを理解することができないであろう。相互的に悪に染まることの危険を防止す

るために一部では厳格な独居拘禁が実施され（ペンシルバニアにおいてそのようである、一七九〇年、一八二二年、二五年）、一部では夜間の被拘禁者の分離をして日中の共同の労働（オーバン制、一八二〇年）の思想が実行された。これらの観念の実現のために目的に応じて決定された建築計画に従って諸監獄が建築された。アメリカの諸努力はイギリスのロンドンの近くの施設ペントンヴィルの創設を導いた（一八四〇年—四二年）。

この施設がドイツの監獄建築物の母体となったのであり、それらは今日でもなおブルフザアル（一八四八年）、モアビット（一八四九年）およびそれより少し遅れてヴェストファーレンのミユンスターで見られる通りである。これらの大きな石造建築物は、当時としては重要な進歩を意味したものであるが、今日の執行上の諸努力に対しては制止的に対立している。

しかしそれにもかかわらず前世紀の諸成果を見くびってはならない。人間的にまた執行に即してみて全く不十分な状態が人道性（Humanität）と秩序の一箇の制度によってとって代わられたのである。一九世紀の行刑は、そのうちで哲学の影響が勢力を得たところの実体的刑法と対立して、決して純然たる応報的立場を主張したことはない。改善思想に発する精神的本源は常に執行において生きていた。一九世紀および二〇世紀初頭は、その後の教育学および心理学の発展の尺度をもつてこれを

測定することはできない。（社会への）再編入に奉仕したのは、釈放された者に対する援助および刑事被拘禁者の子供達に対する援助のための社会的諸結合である。ドイツでは、フリートナー（一八二六年・二七年）により設立されたライン・ウエストファーレンの監獄協会（Gefängnisgesellschaft）が被拘禁者に対する社会福祉事業の最も重要な発端である。

一九世紀に創設された枠の中で仕上げの可能な諸萌芽への発展も始まった、例えば分類（Klassifikation）、構外作業および執行の諸緩和への諸萌芽がこれである。このような制度の内部での最も重要な進歩は、特別な少年監獄（ヴァイトリッヒ、一九一二年）の創設であった。ワイマール時代の執行改革をめぐる諸努力は一九三三年に終止符を打った。第二次世界大戦後の時代には、改革の諸努力は主として実体的刑法の領域で行なわれた。行刑の改革はこれに引き続いて行なわれるべきものとされた。けれども刑法の改正はいつも久しくのびのびとなつたので、当時の連邦司法大臣ハイネマンは行刑委員会を設置することにより再び行刑の改革をはじめた。行刑委員会は一九七一年初頭にその仕事を完了した。

II 行刑の波乱にみちた歴史は、人道的に考える人々の諸努力、喜ばしいスタート、しかしまた衰微をも証明するものであ

るが、この歴史に対して今やドイツ連邦共和国で一枚の新しい紙片が付加されることになった。過去一五〇年の間に多くのことがなされてきたことを完全に承認する者も、なお多くのことが行なわれ得ること、そして行なわれる必要のあることを否定しはしないであろう。一箇の行刑法 (Strafvollzugsgesetz) の必要性は、形式的な点では基本法から結果として生じる。執行が当然必要とする多くの制限は、明確な制定法上の基礎を必要とする。しかし一箇の執行制度の構築が必要であるのは、何よりもまず、次の理由からである、すなわち従来の執行がその成果において満足なものでないからであり、国際的領域でも自国の領域でも行刑に関する諸観念が変化してきたからであり、また心理学、教育学および社会学が最近五〇年の間に一定の一面性はあるにせよ新しい諸洞察をもたらしたからである。ドイツの諸文献も以前よりは一層強力行刑の基礎と取り組んでいる。すでに六〇年以上も前から着手されてきた刑法の改正は、行刑を含めないではこれを有効に実施することはできない。この論稿では、行刑の改革の基本線に立ち入ることにはしない。いかなる諸目標が念頭に浮ぶかを説明することにはしない。態度決定が行なわれるべきは、その改革がその傾向において歓迎すべきものであるかどうか、その改革が充分なものであり、さらにまた均合いのとれたものであるかどうか、その改革が実現される

ものであるかどうか、さらにその改革が、その計画において、待望の信服力を奪い去ってしまうような萌芽をも含んでいないかどうかということについてである。

### 1 新しい行刑の目標

一九六一年一月一日の服務および執行の規則 (Dienst- und Vollzugsordnung) 第五七号では自由刑の執行の三個の目標が挙げられている。すなわち一般人の保護、被拘禁者が自己の犯した不法に対して責任をもたなければならないという洞察を得るようにするため彼に対し援助すること、それと共同社会への編入または再編入 (社会化および再社会化) ということがこれである。執行は被拘禁者の意思と能力とを喚起しまた強化して、将来、合法的で秩序ある生活を営むようにすべきである。

このような目標の設定は、行刑委員会の諸決議を考え方の出発点とするときは、本質的に希薄にさせられてしまう。目標としての一般人の保護が脱落し、同様にしてまた責任をもたなければならないことに対する理解へ導くことも脱落する。処遇の目標としては社会への編入だけが目指されることになる。被拘禁者は、将来、社会的責任において犯罪行為を犯すことなく生活を営むことができるようになるべきことになる。

なるほどこのことによって最も重要な執行の目標——それは

被拘禁者の多数に対して、おそらくはその上大多數に対して努力目標となる——、すなわち（社会への）編入が強調されるであろう。けれどもこの目標を唯一つ掲げるだけでは未だ不十分である。何故なら（社会への）再編入が可能でない被拘禁者が存在するからであり、また犯罪行為を犯したにもかかわらず依然として（社会に）編入されたままの被拘禁者が居るからである。前者については一般人の保護が問題となりそして後者については不法に対する警告および不法の洞察が問題となる。（社会への）編入が問題となるころでもこの洞察は必要であり、この洞察から発してその所為からの解離が結果として生じるのである。なお一箇の別の点で服務および執行の規則の法文と行刑委員会の諸決議との間には誠に著しい差異がある。第五七号では処遇の目標として「合法的で秩序のある生活」への能力が表示されているのに反して、新法文化では犯罪行為を犯さずに生活を営む能力が問題とされているにすぎない。たしかに一般人は、被拘禁者が将来もはや犯罪行為をもって自分達を悩ますことがなくなれば、満足することであろう。処遇の目標としては、しかしこれだけでは少なすぎるのである。将来の無犯罪（Straflosigkeit）が確實であるのは、被拘禁者が制定法および秩序との一箇の精神的関係を見出した場合に限られる。一箇の社会はただ無犯罪で振舞う人々よりも多くの人々で構成されて

いる。社会はその構成員の協力で法と秩序のうちに生活する。今日でも、秩序について語ることをはばかるべきではないと考える、たとえ秩序という概念がしばしばもはや理解されないとしてもそうである。秩序は自己の自由および他の人々の自由の基礎である。秩序は決してただ外部的拳動のみを規制するところの、一箇の精神の欠けた原則ではなく、共同生活の一箇の基本的価値である。可罰的にならないことという消極的目標は刑事教育学的にも維持されない。いかなる教育学も「から連れ去る（Wegführen）」ではあり得ない、ただ「へ導く（Hinführen）」であり得るのである。被拘禁者が将来このような無犯罪の生活を社会的責任において営むべきことは、この異議を除くするものではない。ここに設定された最低限の要求のところ、社会的責任とは何であるかが依然として不明瞭である。

## 2 被拘禁者の能動性の喚起

まさしく一箇の執行の改新の最も重要な課題の一つと目されるのは、被拘禁者を彼の受動的な態度から外へ導き出すことである。その受動性は、被拘禁者に対して少なすぎる任務が与えられそして目標が明瞭にされることが少なすぎることから結果として生じるのである。拘禁状態での不自然な生活方法、刑期の単調な経過、刺戟の欠如および強制される生活形式に対する

理解できる不満は、現存する諸力を発展させることができないのである。被拘禁者は単に受け取るだけの役割を果し、そして彼の状態から、正しくまたは正しくなく、わずかにまさに可能であるだけのものを作り出すよう努力する役割を負っているにすぎない。

問題は、被拘禁者をこのような境遇から外へ導き出す方法があるかどうか、一箇の不自由の状態において何人かを自由へ導くことができるものかどうかということである。一九五五年のジュネーブでの国際連合第一回会議で設定された最低諸原則中、その第五七号で次の要求がなされた、すなわち執行は自由剝奪と結合した諸侵害を拡大してはならないこと、但しこのことが規律または正当化される隔離の維持のために必要であるときはこの限りでないこと、これである。この原則を正しく理解しようとするならば、この原則が柔弱の思想のもとで見られることがあってはならない。むしろ問題となっているのは、自由剝奪をあらゆる可能な諸侵害をもって「豊富にする」ことではなく、その境遇からして被拘禁者の協力と社会生活への適時の適応が保証されるような一箇の境遇を作り出すことである。このような根拠から結果として生じるのは、自由剝奪の有害な諸結果を阻止しようとする消極的要求および執行中の生活をできるかぎり一般の生活環境に適応させようとする積極的要求で

ある。確実なのは、外部の世界での生活で生活形式および挙動の点で可能な多くの事柄が、一箇の閉鎖された共同体の内部での全く別の環境の下での行刑においては可能ではないということである。この種の一箇の男子の結合および女子の結合——そこには性格的に扱いにくい人々、社会的用意のない人々、社会に対して不満のある人々または社会に敵対する人々がその意思に反して強制的に集められている——においては、事柄の性質上必要的に自由な生活におけるそれとは異なる生活が営まれている。どこに一般的生活への適応の限界があるのかは確かに多種多様に判断される。しかしそれにもかかわらずこの問題のところで問題となっているのは、執行の改革に関する一箇の根本問題である。若干の示唆を与えれば足りるのであらう。

(1) 執行形式での諸緩和が個々の被拘禁者について機をみて行なわれるかぎり、それらはかなえられてしかるべきであらう。このことは先ず第一に執行の種類についてあてはまる。嚴重に閉鎖された家屋のほかは内国および外国で比較的自由な諸執行形式が確かな地歩を占めてきた。閉鎖施設のほかに半解放施設および諸開放執行制度が用立てられている。一箇の開放制度はすでに述べた国際連合第一回会議（一九五五年）の勧告によれば次のことによつて特徴づけられる。すなわち「逃走に対する物質的および物理的諸予防措置（例えば、防壁、錠、格子

武装したまたその他の保安部署)の欠如ならびに被拘禁者の自己規律および彼がそのうちで生活している集団に対する責任意識に基礎をおく一箇の制度」がこれである。このような執行制度を一箇の療養所執行と名づけるのは正しくないと考えられる。この執行制度のうちでむしろ被拘禁者に対して特別の諸要求が行なわれる。被拘禁者は執行を免れる諸可能性と対決することを余儀なくされる。逃走を計算に入れないですむ被拘禁者の数は疑いもなく少くはない。勿論、被拘禁者の間での一箇の選択が行なわれることは必要である。執行を免れようとするかまたは彼に与えられた優先を乱用しようとするものと推察される被拘禁者をこの種の保安観察の境遇へおくことは許されない。開放および半開放制度で得られた従来の経験は、全く肯定的なものである。

(ロ) 諸緩和は一箇の執行施設の内部でも可能である。それらは以前には段階制度 (Stufensystem) で与えられてきた。段階制度が基礎としているのは、被拘禁者が広範な諸制限を伴うある段階から多かれ少かれ多数の恩典を伴う他の段階へ進むということである。この段階制度はワイマール時代に実現された。けれども後に一般の制度としては放棄された。一九六一年の職務および執行の規則は一箇の一身の恩典制度を基礎としている。個々の被拘禁者の態度に応じて彼に諸恩典が与えられる。第

六二号にこれについての実例が示されている。すなわち身近の人々のそれ以上の写真の交付、絵や花で拘禁室を飾ること、手紙を書くことの許可の拡大、文筆作業の許可、文房具の所持、自己の用紙の使用、自己の本、楽器および遊び道具の所持、新聞または雑誌で職業教育に役立つにすぎないものではないものの購読、訪問の許可の拡大、補足的飲食物および嗜好品ならびに体育道具の供給、スポーツ、合唱、オーケストラ、映画およびテレビへの参加、語学、速記、装飾文字およびタイプライターの各コースへの参加、図案、絵画および工作への参加がこれである。これらの実例の多くのものについて問題となっているのは、一般人の生活からみれば些細な事柄である。執行ではしかしそれらのものはすべて一箇の重要な人間的意味をもっているのである。

諸恩典の制度は原則として変更されるであろう。恩典として与えられる事柄は自由な生活では当然のことである。従って時宜を得ているのは、公共の生活への被拘禁者の適応の原則を真剣に考えようとするかぎり——そしてこれを真剣に考えるべきであると考える——、従来恩典とされてきたものが被拘禁者に対して端的にそして一般的に与えられることである。この点に教育・教養に不都合な単調さを克服するための一箇の重要な前提条件がある。認められた自由を乱用した場合に部分的なまた

は全部的なその剝奪が可能でなければならぬことは付言しておけば足りるのであらう。

(4) 一箇の解決を必要とする最も重要な問題の一つは、作業制度である。作業の問題だけを見ようと欲することは、言うまでもなく一箇の一面観であると考えられる。自由な生活で労働ということがどれほど重要なものであるとしても、個々の被拘禁者に作業意欲および作業能力がどれほど欠けているとしても、従って作業が最も重要な(社会への)編入の手段の一つであるとしても、拘禁ということをこのような外観のもとでのみ見てはならないのである。それに劣らず重要なことは、被拘禁者に対して彼の休憩時間に何かに着手する資格が与えられることである。将来、一般的に一箇の被拘禁者に対する作業義務が基礎づけられるであらう。重懲役被拘禁者と軽懲役被拘禁者のところでの作業義務に関する差異は、重懲役の廃止後は何らの役割をもはや演じていない。例外なく被拘禁者も働くことを望むのである。作業制度にとって決定的なものは種類となされた仕事に対する報酬である。被拘禁者が自由への準備をさせられるべきものとすれば、彼は釈放後もそれを見出すことのできるような作業へ指導される必要がある。経済構造は自由剝奪の状態においてもその効果を現わさなければならぬであらう。従って農作業は今日の状態よりもっと後退しなければならぬ

いであらう。手工業的そしてなかならず工業的作業が優先すべきである。その施設が自己の設備を維持しそして管理するのであれ、企業家が外部から作業の注文を持ち込んでその作業を自ら監督するのであれ、被拘禁者、ことに開放執行の被拘禁者が構外で作業するのであれ、そうである。完全就業であるかぎり、その施設は作業が実施され得るかどうか、いかなる作業が実施され得るかという点について少しも心配する必要はない。行刑の歴史が証明しているとおりに、労働力不足の時代には、すでに競争の点で、一箇の適切な就業に関する克服できない障害はほとんど生じえないのである。

最近では何よりもまず作業報酬をめぐって論議が行なわれている。従来の法律状態によれば被拘禁者は作業報酬および能率報酬に対する法律上の請求権をもたなかった。彼は自己に対して要求されたことを果たしたときにいわゆる作業賞与金を受取った。彼の能率がとくに良かったときは、所長は彼に特別の割増金を与えることができた。きわめて低い報酬が半分は自家用金(Hausgeld)として——これを被拘禁者は食料品および嗜好品の購入のために使用することが許される——、他の半分は予備金として——これは釈放の際に被拘禁者に手渡される——使用された。このような作業報酬および能率報酬制度に対しては、ますます多くの異議が唱えられてきた。指摘されたのは、この

制度はまさに作業意欲を殺ぐものであるという点である。従つて行刑法は能率に相応した作業報酬の制度へ移行するであろう。標準として役立つのは、ライヒ保険法第一四九条——第一五二条により地区等級Ⅰについて定められた労働賃銀の平均である。この労働賃銀はその平均の四分の三を超えてはならない。職業教育または再教育を受ける被拘禁者は相応な教育補助金を受けとるであらう。作業能力があり作業意欲のある被拘禁者であつて、自己の責によることなく作業割当を受けることができないう者は、休業補償を受けとるであらう。作業能力のない被拘禁者（老人、不具者）は小遣金を貰うであらう。

作業報酬、職業教育補助金または休業補償の一部は、被拘禁者のために将来は自家用金として用立てられる。次に彼は将来は働いて儲けるのであるから、拘禁費用分担金を支払わなければならぬ。労働賃銀のその他の使途については意見がわかれている。ある者は被拘禁者が彼の労賃から損害賠償を給付すべきことを望み、他の者はこれに反して、この損害賠償は立法者の課題ではないとしている。被害者が作業報酬の差し押えを成功裡に実行できるかどうかは、これを被害者に委せておかなければならないのである。立法計画が目下そのように進行している通り、賠償条項は制定法中に採用されないように思われる。このような解決は多くの人々にとって失望的となるで

あらう。扶養権利者に対する扶養の給付のためにも制定法上の強制は加えられるべきではない、むしろ自己の労働賃銀からの制定法上の扶養請求権の履行の申し出をすることは、依然として被拘禁者に委ねておかれるべきである。

計画された報酬制度がどのように機能するかは将来がこれを実証するに違いない。ことに将来大切なことは、被拘禁者が彼の作業に関して従来よりも優遇されることである。決定的なこととは何よりもまず被拘禁者の作業意欲が鼓舞されることである。

(一) 自由な生活への適応に役立つのはさらに社会保険および労働保険への加入に関する被拘禁者の十分な保護である。従来なお未解決のこの問題の解決は社会への編入のために重要な寄与をなすであらう。

(二) 外界への適応のためにも被拘禁者がそこへ帰ってゆくべき社会との結合のためにも役立つのは、訪問の許可および交通の許可の諸拡大である。この関係に属するものにまた休暇の導入がある。自由な状態でそれぞれ活動している人々と同様に、被拘禁者も休暇を受け取るべきである。それぞれの被拘禁者に将来は労働休暇が帰属すべきである。それが可能であるかぎりこの休暇は執行の外部で過ぎられる。危険な被拘禁者ならびに時間厳守の帰還の期待できない被拘禁者については、この休暇

は施設で過されなければならない。

### 3 被拘禁者の処遇

(1) 行刑改革の目標は個々の被拘禁者を指すことを要求する。それは個別化の原則のうちに表現されている。従って執行において実体的刑法に対する一箇の平行現象が可視的になる。

一八七一年の刑法典は当時の哲学的根本観に相応して応報思想を基礎とした。「応報」という言葉は今日ではたゞいやいやながら聞かれるにすぎない。それにもかかわらず看過されるべきではないと考えられるのは、応報はおのおのの刑罰の本質に属すること、応報は刑法の一箇の客観化を意味すること、応報と乱された法秩序の正しい従って適度の調整の思想とが結合していることである。応報は平等の原理をも含んでいる。新しい刑法において問題となりえないのは、あらゆる先行の事柄を否定的にのみ見ることである。現代は所為およびその重さの側からの一箇の可能な刑法思想に反対して、他の、行為者人格の側からの同様に可能な思想を持ち出している。後者の第二番目の可能性によればその所為がどれほど重大なものであるかだけではなく、行為者の人格がどのようなものであるか、彼が犯罪に陥ることをどのように克服することができるかということも標準となるべきである。今世紀の三〇年代以来発展してきたとき

新しい実体的刑法は、広範囲にわたって特別予防的、すなわち個々の行為者を基礎として整えられている。その実例としては保護観察のための刑の執行停止、改善および保安の諸処分(例えば保安監置、収容、職業禁止その他云々)がある。

個別化は行刑を困難な任務の前に立たせる。このことはすでにある被拘禁者がそこへ収容される施設または公共の建物の決定について妥当する。従来は執行プランは比較的簡単なものであった。まず最初にその執行は刑種から判明した。すなわち重懲役、軽懲役、拘留および要塞禁錮がこれである。重懲役刑と軽懲役刑の内部では刑期と前科の存在によって分離された。一九六九年の第一次刑法改正法律によって重懲役と軽懲役とが一箇の統一的自由剝奪によってとって代わられた。これに加うるに、犯罪行為ではなく行為者の人格が行刑における処遇について決定的であるべきである、ということがある。このことは事情によっていわゆる代替を必要ならしめる。これによって意味されているのは、次の方法での刑および処置の執行の一箇の変更である。すなわち原則として行なわれているように刑を先にはなく、適当な場合には、まず改善および保安の処分が執行されるべきであるとするこれである。若年行為者に対して、例えば一箇の自由刑および(将来第二次刑法改正法律によって)社会治療施設への収容が命じられたとしよう。その場合

に社会治療施設への收容が選り取られ、場合によっては刑の執行が免除されうる。一箇の自由刑のみが科せられたときは、どのような執行の種類（閉鎖、半開放または開放建造物）でこの刑が執行されるべきかが決定されなければならない。これらのことすべては一箇の分類（Klassifizierung）および鑑別（Differenzierung）の制度を必要とする。被拘禁者の分配のための尺度となるのは被拘禁者の人格である。従つて将来は、観察施設および観察部署なくしてはうまくゆかないであらう。

(四) 将来の行刑は従来よりもさらに一層高度に、執行施設が処遇の目標を人格におくことを必要ならしめる。このことから明らかになるのは一箇の執行プランを決める必要性である。この執行プランは被拘禁者の処遇に従事する公務員および雇員全員の協力のもとで決められるものであり、それは執行に関する重要な諸命令を含み、そして特別な諸処遇処置に關して意思を表示すべきものである。この執行プランにおいては、ことに執行形式、執行の諸緩和、作業配置、職業的補習および教育、成人教育の催しへの参加および釈放の準備のための必要な諸処置が規定されるべきである。

個人の方向に向けられた執行は被拘禁者に対して相当な諸要求をすることになるであらう。それは被拘禁者が執行に耐えるだけではなく、執行に協力せざるを得ないようにする。それは

また刑の執行が統一でないことについての被拘禁者の理解を要求する。執行の個人方向性と平等性とは矛盾する。この点に被拘禁者の不満と立腹の一箇の源泉がありうることは、はっきりしている。

(六) 執行が個人に向けられたものであるべきであるとすれば、見通しのきく規模の施設を必要とする。三〇〇人から五〇〇人どまりの房舎割当を伴う施設がこの種の要求に適合すると考えられる。

(七) 執行の形成のために多数の手段が用立てられる。すなわち作業、職業教育、教養、文庫、スポーツ、歓談、自分の仕事などがこれである。一箇の重要な役割を果すのは個々の会話およびグループ会話である。いわゆる「グループ療法（Gruppentherapie）」には、一箇のますます強力な意義が帰せられる。それぞれの被拘禁者に対して、自発性の基本原則を維持しつつ宗教上の世話が保証される。医師の世話が保証される。ここに列举された諸課題を果すために、教および設備の上で充分な諸空間が用立てられなければならない。

(八) 一箇の執行施設がそれを眼のあたりに示しているごときこの種の雑多な一箇の集団では、安全と秩序とが一箇の重要な意義をもっている。被拘禁者が相互に、さらにまた職員と公共も保護されなければならない。そのためには将来の執行におい

ても直接強制と懲戒処置とが不可欠である。被拘禁者の法的地位の保障は苦情を申立てる権利および裁判所の裁判を求める権利によって保証される。

(ハ) 社会への編入が成功するためには、釈放の日が慎重に用意されなければならない。一箇のなおかなり長期の有期刑の際でもその釈放の日は差し迫っている。釈放の日に向つて初日から全執行が整備されるべきである。閉鎖的執行中でもそのために役立つのは釈放に間近の時期での一箇の緩和である、それは自由歩行(付添いなして構外の作業場へ行くために施設を立ち去ること)にまで至りうる。適時に被拘禁者と彼の将来歩むべき道について話し合うべきである。その場合に労働の供給について被拘禁者に援助が与えられるべきである。

#### 4 特別の執行の種類

(イ) ここに描写した執行は成人男子の場合の執行を計画することを議論の出発点としている。男子の執行はすでにそれが大多数であるという点で前景に立ち現われる。従つてこれまで男子の執行はおよそ執行の尺度であった。約六〇年前からドイツでは少年行刑が発展してきた。少年行刑は一箇の真正の教育的な任務を果さなければならぬので、少年行刑にとって独自の行刑課題が結果として生じている。成人行刑においてはしかし

ながら従来行なわれてきたよりも一層高度に女子の行刑を独立させることを必要としている。行刑において人格の処遇が問題なのであれば、女子の執行は男子の執行から、生物学的、心理学的そして社会的な女子の特性に相応して、区別されなければならない。女子のための一箇の施設での生活は、作業方法、教養および職業教育、娯楽の点で、一箇の男子の施設におけるそれらと本質的に区別される。一箇の多く論議をかもししている問題は、母親のその子供に対する関係の規制である。母親をその子供から引き離さないで、彼女に母親としての使命を果すことができるようにさせるために、努力目標とされるのは、満四才までの子供達を、施設領域に、できれば一箇の施設ホーム内に収容して、その子供を母親が扶養するようにさせ、また休憩時間内での母親と子供との間の結びつきを作り出すことである。年令の制限が必要なのは、これによってその子供が心理的に環境および社会的判断による不利益を蒙らないようにするためである。一箇の執行病舎での出産の可能性についても準備がなされるべきである。この場合に保証される必要があるのは、戸籍簿の上でその母親が拘禁されていることが知れないようにすることである。

(ロ) 将来の刑典(第二次刑法改正法律)は今日の刑罰法規と同様に遺憾ながら刑法結果の二元性の原則を包含している。

このことが意味しているのは、将来も刑罰と改善および保安の処分とが区別されるということである。刑罰は所為の故に責任をとくに斟酌して科せられる。改善および保安の処分はその所為のうちに表示された行為者の危険性および援助必要性を理由とする一箇の処遇を目ざす。それは刑罰とは別の一箇の目標方向をとるのである。

(a) 将来の法において第二次刑法改正法律の施行後は、社会治療施設に一箇の特別の意義が帰せられるであろう。立法者はこの処分を一箇の独立の処置として形成した、この処置を刑事裁判官は公判で科する。もちろん被拘禁者も受刑中に一般的執行から一箇の社会治療施設へ移送されることがありうる。別の解決の仕方が良かったのではないだろうか、すなわち社会治療施設を行刑の中に組み込んで、これを行刑の一箇の特別の形式として整えることがこれである。もしそうなれば判決を下す裁判官がその収容について裁判する必要はなく、執行裁判官(Vollzugsrichter)を招いた上で行刑がこれを決めることになる。社会治療施設に収容されるべき有罪判決の言渡を受けた者は、有責に行爲した者であつてしかも彼の心的および精神的諸困難のために通常の執行の手段をもつてしては充分にこれを処遇することのできない者である。おそらく重い精神病者および神経症患者がこの施設に来るであろう。彼等は其処でなにより

もまず医療的および精神療法的観点の下で処遇を受けることになるであろう。その模範は、外国に、なによりもまずデンマークおよびオランダにある、諸萌芽はすでにドイツ連邦共和国にもある、なかならずシュトゥットガルト近くのホーエン・アスペルクにある。

一箇の社会治療施設での収容がいかなる範囲に及ぶものであるのかこれを前以つて言うことはできない。刑法第五一条第二項の適用のもとで刑に併せて今日一箇の療養または看護の施設での収容の対象となっている者の一部が、将来は確実にこの新しい収容形式に送られるであろう。さらにおそらく今日一般的行刑がその不十分な手段で扱いに苦労している者の数も少くないであろう。社会治療施設の現実の建設は、将来の実務がそこに収容される有罪判決の言渡を受けた者に関する一箇の展望を可能にしたときに初めて実行されるであろう。それ故おそらく若干の少数の施設でまず開始されるにすぎないであろう。また後になってみないとわからないのは、取扱いの困難な被拘禁者の処遇についてこの新しい規制の下で今日の状態よりも良好な結果を達成できるかどうかである。

(b) 保安監置は将来も依然として存置されるであろう。それは性癖行為者に対して規定されている。保安監置での第一回目の収容は第二次刑法改正法律によれば一〇年に制限される、第

二回目の収容は無期間継続しうる。保安監置の実施は従来その執行において重懲役刑の執行とほとんど差異がなかった。そこで一箇の「レツテル詐欺」だといわれてきた。保安監置が刑罰からはつきりと際立って見えるべきであるならば、保安監置は、社会を保護するというその固有の目的に限定されるべきであろう。このことが意味すると考えられるのは、例えば特定の作業に就く義務を負うというような刑罰から結果として生じるところの人格制限は、保安監置にはあてはまらないことである。むしろ自分の仕事および作業の選択（例えば自由の状態にある人のためのタイプライターの仕事またはその他の不自由の状態で行うことができる作業に就く自由、監置費用の共同負担のもとでの労働賃金の自由使用など）が許されるべきであろう。

(c) 社会治療施設および保安監置での収容と反対に精神病の病舎および禁絶施設での収容の実施ははつきりと執行から分離されるべきであると考ええる。このことはまずもって次のことによつて行なわれうる、すなわちこの処置の実施が司法行政の監督のもとで行なわれないことこれである。この所管の分離に相応するのはまた執行の諸觀念一般からの解離である。ここに挙げた両方の処分は、その本質上、医学的処置である。それらは純然たる医学的観点に従つて実施されるべきものと考えられる。ただその期間だけが裁判官のコントロールに服すべきもの

と考えられる。行刑の諸規則の一箇の適用は、療養施設が医師の観点および医学的施設に妥当する諸基本原則に従つて管理されるべきものであるが故に、拒否されるべきである。一箇の療養施設で執行の諸尺度が適用されそして行刑法規に従つて処置が行なわれることは、医師の職業道徳にも背馳する。純然たる医学上の諸処置を行刑からこのように解離することは、計画されている新秩序においては十分に貫徹されていないのではないかと思われる。

## 5 職員

将来の行刑がその使命を今日のそれよりも一層良く果すかどうかは決定的にその職員に依存している。施設の職員の構成は執行の多様な使命から判明する。すなわち施設の管理、司牧、医師の職務、心理学的職務、作業制度、教養制度、教育学的職務、社会的職務、工事の職務および監視の職務がこれである。施設管理者はその施設内の出来事について責任を負う。彼はその精神を打ち出す。彼はまず第一にその共働者の仕事を同等にする使命を有する。その処遇の目標が達成されるべきであるならば、あらゆる共働者は執行において協力しなければならぬ。そのためには規則的な会議と職務上の協議を必要とする。職員が執行の使命に対して、とくに特殊の施設においても有

能であるために、一箇の充分な職業教育および補習を必要とする。このことは、職員のあるゆる部門について執行学校を設立すべき要求へ導く。補習教育を授けるコースでは諸経験の交換が行なわれるべきである、それは将来の仕事に役立つ。

## 6 外部の諸力

再三再四苦情が述べられるのは、社会がその自由剝奪を充分に気に留めないということである。たとえばどれほど個々の有罪判決の言渡を受けた者がその所為について責任を負うとしても、この所為は確かにまたその社会的培養基から出たものである。このことから結果として生じるのは、有罪判決の言渡を受けた者を心配しそして彼等を単に謝絶してしまわない義務を社会が負うことである。執行の使命についての一般人の理解は、一般的なわかりやすい文献、出版物、ラジオおよびテレビによる報知の方法で喚起されうる。言うまでもなく諸一面観、諸誇張および無理解は執行のきわめて困難な使命に対して避けられるべきであると考えられる。イデオロギーの衣を着た諸論述は、不十分な知識にもとづいた諸意思表示と同様に事態を損うことがありうる。

内部の世界と外部の世界との間の結合を作り出すために役立つのは兼職の諸力を入れること、諸助言者の制度、外部からの

芸術的なまた楽しいな諸上演および代父母の關係の引受けである。

施設内部での困難な諸課題は、執行職員が自由な活動の余地で彼の諸努力の公共での反響を感じとる場合にはじめて解決される。従ってまた執行で新しい道をたどる用意が執行職員にあることが大切である。なによりもまず必要なのは、社会が、自己の所為のために刑を受けおわり社会において秩序ある生活を営む用意のある者を受け入れることである。

III 近いうちに一箇の行刑法が決定されるならば、なるほど重要な一步が踏まれたことになる。しかし諸法規はさしあたって紙上のものである。問題となるのは、その制定法によって設定された課題を実現することに成功するかどうかということである。失望が避けられるべきであるならば、冷静な仕事の着手を必要とする。なによりもまず必要なのは、課題の達成の諸困難を看取することである。社会の拒絶または執行の無能について語っても何んの役にも立たない。執行がくりかえしくりかえし歴史の流れのうちに自己に対して設定された目標を達成してこなかった場合に、そのことは、被拘禁者の性格、態度および気持から生じてくる諸困難のせいでもある。社会と不和の、個人的にも扱いにくい者を自由剝奪の内部で自由の状態に導くと

いう課題は、一箇のほとんど克服し難い目標である。しかしそれにもかかわらずこの（社会への）編入の目標は放棄されてはならないのである。

刑法の改正および行刑の改革は高度の手段を必要とする。行刑の改革の目標は、執行が充分な職員、間に合う手段および適当な建物を用立てるときに限って達成される。その費用の額は未だ信頼できるほどに見積られてはいない。おそらく費用の問題は将来において一箇の重要な役割を演じるであろう。

この改革の成功は、しかしなお強度に、一箇の「精神的改革」が実現されるかどうかによって決定される。何を将来の執行が給付するかは、執行職員および社会の諸観念および用意に依存している。執行は、この課題に対する精神的基礎が現存する限りで（社会への）編入の問題を解決するであろう。問題は、その基礎が現存しているかどうかということである。

問題となるのは、その価値的態度において不確な一箇の社会が、外部に立つまたは社会から突き破って出てしまっている人間を自己のところに引き寄せそして自己の中に受け入れる能力をもっているのかどうかということである。少年執行における教育も成人の執行における陶冶と促進も明確な価値観念なくしては不可能である。それと共に、価値中性主義——これは最近しばしば寛容の思想と混同してきわめて熱心に強調される——

は、少年執行における教育の課題および成人の執行における陶冶の課題を危殆化している。一箇の社会がその憲法の基礎にある諸価値を明白にすることができないならば、その社会によって同胞に対し執行において与えられる援助は拘束力のないそして実体のないものとなるであろう。この側から、将来の執行の目標さえも実現されないという危険が迫ってくる。その場合に執行における援助が水泡に帰する危険は決して少くない。価値中性の社会はただ応報するだけにすぎない。何故なら応報思想は最も少く同胞に対して諸要求をするからである。そうなれば、執行に対しては、ただ人道性と秩序が残されるだけである。

## 文 献

- J. Baumann (Hrsg.), Programm für ein neues Strafgesetzbuch, 1968.  
M. Busch-G. Edel, Erziehung zur Freiheit durch Freiheitentzug, 1939.  
R. P. Callies, Strafvollzug-Institution im Wandel, 1970.  
G. Harbordt, Die Subkultur des Gefängnisses, 1967.  
P. Kock, Gefangenenarbeit und Resozialisierung, 1969.  
E. Loos, Die offene und halboffene Anstalt im Erwachse-

- nenstraf- und Maßregelvollzug, 1970.
- W. Mittermaier, Gefängniskunde, 1954.
- T. Moser-E. Künzel, Gespräche mit Eingeschlossenen, 1969.
- H. Müller-Dietz, Strafvollzug und Gesellschaft, 1970.
- ders., mit welchem Hauptinhalt empfiehlt es sich, ein Strafvollzugsgesetz zu erlassen? (Gutachten für den 48. Deutschen Juristentag), 1970.
- A. Ohm, Persönlichkeitswandel unter Freiheitsentzug, 1964.
- K. Peters, Grundprobleme der Kriminalpädagogik, 1960.
- K. Possehl, Selbstbild und Fremdbild der Aufsichtsbeamten im Strafvollzug, 1970.
- D. Rollmann (Hrsg.), Strafvollzug in Deutschland, 1967.
- E. Schmidt, Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege, 3 1965.
- ders., Zuchthäuser und Gefängnisse, o. J.
- H. Schütler-Springorum, Der Strafvollzug im Übergang, 1969.
- ders., Was stimmt nicht mit dem Strafvollzug? 1970.
- R. Sieverts, Die Wirkungen der Freiheitsstrafe und
- Untersuchungshaft auf die Psyche der Gefangenen, 1929.
- K. Tiedemann, Die Rechtsstellung des Strafgefangenen nach französischem und deutschem Verfassungsrecht, 1963.
- P. Waldmann, Zielkonflikte in einer Strafanstalt, 1968.
- Th. Württenberger (Hrsg.), Kriminologie und Vollzug der Freiheitsstrafe, 1961.
- Reiches material erhalten die vom Bundesjustizministerium herausgegebenen Tagungsberichte der Strafvollzugskommission 1967-1971.